

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|----------|--|----------|
| No | 1 | 府省庁名 財務省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>個人投資家は、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されているほか、損失繰越期間についても限度（3年）があり、リスク資産の損失について十分な整備がなされていないため。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品間の損益通算範囲を拡大すること 2 現行の債券税制について次の見直しを行うこと <ol style="list-style-type: none"> ① 債券の利子・譲渡所得等を申告分離方式に変更 ② 債券の利子・譲渡所得について損益通算を認める ③ 利払日の保有者の属性で源泉徴収（課税、非課税）を判定 ④ 債券の償還差損益については、譲渡所得とみなす ⑤ 債券の利子について申告不要制度を措置 ⑥ デフォルト債の損失は譲渡損失とみなす ⑦ 割引債について、発行時の源泉徴収を廃止 ⑧ 債券の利子・譲渡所得についても特定口座で取扱えるよう措置 ⑨ 一般事業法人に係る債券利子の所得税額控除の見直し 3 損益通算の拡大にあたっては、特定口座を最大限活用すること 4 制度導入にあたっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 5 損益通算の拡大に併せて、金融商品に係る損失繰越期間を拡大すること | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 地方税法附則第35条の2の6 </div> | |
| 減収見込額 | （初年度） － （ － ） （平年度） － （ － ） （単位：百万円） | |

| | | | |
|---|---|-----|-----|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>個人投資家の積極的な市場参加を促すためには、リスク資産の損失に係る税制上の取扱いについて整備を行うことが重要である。</p> <p>現行制度においては、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算できないなど、金融商品間の損益通算範囲が制限されているほか、損失繰越期間についても限度（3年）があり、リスク資産の損失について十分な整備がなされていない。</p> <p>このため、金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備することが必要である。</p> <p>また、預金・債券に損益通算の範囲を拡大するにあたっては、課税方式を株式等の課税方式（申告分離課税）と同様に変更する必要があるが、債券市場については、税により市場の流通性が阻害されているなどの問題点（課税玉と非課税玉の分断問題）がかねてから指摘されているところであり、当該課税方式の変更に併せて現行債券税制の抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>(注) 課税玉と非課税玉の分断問題 金融機関等が保有する債券（非課税玉）の利子については、源泉徴収が免除されているが、個人から購入した債券（課税玉）については、金融機関等が保有しているにもかかわらず、源泉徴収が課されてしまうため、金融機関等と個人との流通が分断されてしまう</p> | | |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>なし</p> | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 1144 1002 1193">ページ</td> <td data-bbox="1002 1144 1551 1193">1—1</td> </tr> </table> | | ページ | 1—1 |
| ページ | 1—1 | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 【財務省】 平成22年度政策評価の実施に関する計画 政策目標3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 |
| | 政策の達成目標 | 個人投資家の積極的な市場参加が促される環境整備が図られること。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする |
| | 同上の期間中の達成目標 | (政策の達成目標と同じ) |
| | 政策目標の達成状況 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | リスク資産に係る税制上の取扱いが整備され、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 金融商品間の損益通算の範囲を拡大することにより、個人の投資家が市場に参加しやすい環境が整備される。 また、債券税制が見直されることにより、市場の流動性が改善される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 平成21年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との間の損益通算が認められることとなった。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | なし |

| | |
|------------------------------------|----------------------------|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>新設要望のため該当せず</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>新設要望のため該当せず</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>新設要望のため該当せず</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>新設要望のため該当せず</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成17年度税制改正から要望している。</p> |